◇農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行令（政令第二七九号）（農林水産省）

1　株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間の範囲を定めることとした。（第一条及び第四条関係）

2　種苗法に基づく出願料及び登録料の軽減の申請手続並びに出願料及び第一年から第六年までの各年分の登録料の四分の三に相当する額を軽減することを定めることとした。（第二条及び第三条関係）

3　この政令は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八〇号）（厚生労働省）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年一〇月一日とすることとした。

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八一号）（厚生労働省）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八四号）の施行期日は令和六年一二月一二日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和七年三月一日とすることとした。

◇大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令（政令第二八二号）（厚生労働省）

1　大麻草の栽培の規制に関する法律第一三条第四項の政令で定める手数料の額は、大麻草研究栽培者の免許を申請する者にあっては一万二、九〇〇円、大麻草研究栽培者の免許証の再交付を申請する者にあっては五、五〇〇円とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一二月一二日）から施行することとした。

◇大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二八三号）（厚生労働省）

一　麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正関係（第一条関係）

所要の規定の整備を行うこととした。

二　麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　題名を「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」に改めることとした。

2　麻薬及び向精神薬取締法別表第一第七八号ロの政令で定める量は、油脂（常温において液体であるものに限る。）及び粉末にあっては一〇〇万分中一〇分の量、水溶液にあっては一〇〇万分中一〇分の量、これら以外のものにあっては一〇〇万分中一分の量とすることとした。

3　麻薬及び向精神薬取締法第二条第二項の規定に基づき、化学的変化（代謝を除く。）により容易に同法別表第一に掲げる物を生成する物として、六ａ・七・八・一〇ａ―テトラヒドロ―一―ヒドロキシ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―二―カルボン酸及びその塩類並びに六ａ・七・一〇・一〇ａ―テトラヒドロ―一―ヒドロキシ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―二―カルボン酸及びその塩類を指定することとした。

三　その他

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年一二月一二日）から施行することとした。

政　令

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十七号

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条及び第二十四条に規定する措置並びに山形県最上郡鮭川村の区域に係る激甚災害にあっては、法第十二条に規定する措置

備考　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　伊藤**信**太郎
経済産業大臣　**齋**藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄